

第三次太宰府市地域福祉計画

取り組み計画書（令和3年度）

～支え合う一人ひとりが主人公～



計画体系 と 目次

| 基本理念 | 基本目標 | 取り組みの柱 | 取り組み | 目次 |
|--|--------------------|---------------------------|--|---|
| みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けることができる福祉のまちづくり 合言葉 く支え合う一人ひとりが主人公 | 1. 支援につながる仕組みづくり | (1) わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実 | ① 福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える ② 身近で気軽な相談支援をすすめる | P1 P9 |
| | | (2) 相談支援機能の充実 | ① 相談支援の専門性や利便性を向上させる ② 連携しながら相談支援をすすめる | P15 P20 |
| | | 2. 安全安心に暮らすための基盤づくり | (1) 安心して暮らすための基盤の充実 | ① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる ② 小地域での組織的な支援をすすめる ③ 福祉サービスの量や質の充実を図る |
| | (2) いのちを守るための基盤の充実 | | ① 虐待防止のための支援を強化する ② 災害時の避難および支援の体制を充実させる | P37 P42 |
| | 3. 気軽に参加できる環境づくり | (1) 学ぶ機会の充実 | ① 人権や福祉について学ぶ機会を充実させる ② 支援する方法について学ぶ機会を充実させる | P45 P48 |
| | | (2) 地域での参加機会の推進 | ① 気軽に参加できる交流の場を広げていく ② 地域の活動や行事に参加しやすくする ③ ボランティア活動を参加しやすくする | P51 P54 P58 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| | |
|---------------------------------|--|
| 基本目標1 支援につながる仕組みづくり | |
| 取り組みの柱(1) わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実 | |
| 取り組み① 福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える | |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|--|------------------------------------|---|------|------|-----|--------|
| 1 | ア. 「広報だざいふ」、ホームページ、パンフレットなどで、福祉に関する支援についての情報提供を充実させます。 | ○市職員への啓発 | 職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。 | 啓発回数 | 1回/年 | 福祉課 | 33 |
| 2 | イ. 「広報だざいふ」、ホームページ、パンフレットなどは平易な文章とする、高齢者や障がいのある人向けに文字を大きくしたり、音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する支援についての情報提供を工夫します。 | ○市職員への啓発 ○広報だざいふ ○ホームページ | 職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。 「広報だざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでいただけるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行う。さらに広報委員会においてもこの視点を持ち内容の確認をする。また、視覚に障がいのある人への配慮としては社会福祉協議会で活動してある団体「声のボランティア」に「声の広報だざいふ」を録音してもらい、社会福祉協議会等から貸し出しを行う。ホームページについては、平成3年9月のリニューアルにおいて読み上げ機能などの更なる充実を図る。また、この機能を十分に活用できるようなページ作りの啓発を行う。 | 啓発回数 | 1回/年 | | 33 |
| 3 | ウ. 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布します。 ★ | ○民生委員・児童委員のPRチラシ | 地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配付する。 | 啓発回数 | 2回/年 | 福祉課 | 33 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|-----------|-------------------------------------|---|--------------------|---------------------------|--------|--------|
| | | ○ぬくもり | 引き続き、障がい福祉に関する支援の内容をまとめた冊子「ぬくもり」を作成して制度利用者に配布する。また、利用者にとって分かりやすい内容になっているかを適宜確認して改善する。 | — | — | 福祉課 | |
| | | ○生活の困りごと相談窓口リーフレット | 「生活の困りごと相談窓口リーフレットA4版」を関係課、いきいき情報センター、社会福祉協議会等の窓口リーフレットを設置する。また、新たに困りごと相談連絡カード（名刺サイズ）を作成し、より多くの市民の方に周知を図る。 | 設置窓口数 | 9ヶ所 | 生活支援課 | |
| | | ○介護保険サービスガイド ○認知症ケアパス | 「介護保険」と「高齢者すこやかガイド(福祉サービス)」をまとめたパンフレット（高齢者支援パンフレット）を作成し、行政出前講座や、窓口相談において周知を図る。「認知症ケアパス」については、だれも見やすいパンフレットを作成し、本人・家族・地域の人及び関係機関への周知を行う。 | 発行回数 行政出前講座等の回数 | 1回/年 10回/年 必要に応じて随時 | 高齢者支援課 | |
| | | ○介護保険サービスガイド | 介護保険サービスと高齢者福祉サービスをまとめた「介護保険サービスガイド」を高齢者支援課と共同で作成し、行政出前講座、窓口相談において活用する。 | 発行回数 行政出前講座等の回数 | 要望により随時 | 介護保険課 | |
| | | ○手当のしおり、福祉のしおり | 引き続き、窓口において、福岡県作成の「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のしおり」、「福祉のしおり」を対象者へ配布し内容を説明する。 | — | — | 保育児童課 | |
| | | ○わくわく子育てブック ○健康カレンダー ○事業別のチラシ | わくわく子育てブックを作成し、こんにちは赤ちゃん訪問の際に直接お会いして説明しながら配布する。（赤ちゃんが生まれた家庭全てが対象） 子育て世代包括支援センターで実施される事業について、健康カレンダーや各事業ごとにチラシを作成し、必要な対象者に応じて配布する。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--|--|---------|---------|--------|------------|
| | | ○子育て支援センターだより ○だざいふ子育てカレンダー ○子育て支援カレンダー ○にこにこ子育てワンポイントアドバイス ○事業別のチラシ | 子育て支援センターだより（年12回）、だざいふ子育てカレンダー（年12回）、子育て支援カレンダー（年1回）、にこにこ子育てワンポイントアドバイス（年2回）、その他各種講座の開催情報等のチラシを作成し、各公共施設や地域公民館、幼稚園、保育所（園）、病院等に配布する。 | チラシ発行回数 | 30回/年 | 子育て支援課 | |
| | | ○DV相談機関の周知用カード及びチラシ | DV相談機関の周知用のカードの配架や相談機関を記載したチラシを街頭啓発で配布し、さらなる周知に努める。 | 配布枚数 | 各400枚/年 | 人権政策課 | |
| 4 | 工. 地域包括支援センターなどの公的支援、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所などの地域支援の双方を周知します。 | ○民生委員・児童委員のPRチラシ | 地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配布する。 | 啓発回数 | 2回/年 | 福祉課 | 33 |
| | | ○太宰府市障がい福祉事業所ナビ | サービス種別ごとに障がい福祉事業所をまとめた一覧や筑紫地区地域自立支援協議会で筑紫地区の障がい福祉サービス事業所の情報をまとめた「社会資源マップ」を窓口相談に活用する。 | — | — | | |
| | | ○地域包括支援センター、地域包括支援サブセンター等の周知 | HPや介護保険サービスガイド、独自作成のパンフレット及び関係団体、機関への直接伝達により、周知を図るとともに、「広報だざいふ」に地域包括支援センター及びサブセンターに関する特集記事を掲載し更なる認知度の向上に努める。 | 広報回数 | 1回以上/年 | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--------------------------------------|---|------|------|--------|------------|
| | | ○主任児童委員のコーナーを設置 | 妊婦相談（母子健康手帳交付）の際に、主任児童委員と連携し、主任児童委員の顔写真付きの紹介チラシを妊婦全員に配布し周知していく。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 5 | オ. 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉に関する支援についての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。 | ○筑紫地区地域自立支援協議会と太宰府市障がい福祉ネットワーク会議との連携 | 筑紫地区地域自立支援協議会の各部会と太宰府市障がい福祉ネットワーク会議との連携を図り、勉強会や情報共有に取り組む。 | — | — | 福祉課 | 33 |
| | | ○ネットワーク等を活用した高齢者に関する支援情報の提供 | 高齢者に関する支援情報については、介護支援専門員情報交換会や行政出前講座、さらには民生委員・児童委員交流会等を活用し、確実かつ効率よく提供するよう努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○福祉専門職を活用した子育て支援情報の提供 | 妊婦さんサポートアンケート・妊婦相談の継続。母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーター（保健師）・管理栄養士が個別面談をしながら実施する。対象は母子健康手帳交付者全員。交付は完全予約制とし相談しやすい環境を整える。 他の事業においても、対話の中で福祉情報の提供が必要と考えられる場合は、担当課や担当事業につなぎ、必要な情報を提供する。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 6 | カ. 地域の組織や団体、幼稚園・保育所、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めるとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮を実施します。 | ○行政出前講座 | 行政出前講座メニューに引き続き障がい福祉分野を掲載する。市民に興味を持ってもらえるようなメニューへの検討を行う。 | 開催回数 | 1回/年 | 福祉課 | 34 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通番 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|----|-----------|-----------------------------|---|---------|-----------|--------|--------|
| | | ○わかりやすい情報提供と弱者への配慮 | 行政出前講座や各種説明会等を通じ高齢者に関する支援制度の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から、要請に応じた配慮を実施する。広報において、地域包括支援センターの役割や認知症などについて周知していくとともに、HPを見やすいものに整理していく。関係団体の事業等に手話通訳など情報提供を行うよう呼びかけをしていく。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○わかりやすい情報提供と弱者への配慮 | 行政出前講座等を通じ介護保険制度に関する理解と活用方法の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から要請に応じた配慮を実施する。広報において、介護保険の各制度について周知していくとともに、HPを見やすいものに整理していく。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○子育てのための施設等利用給付事業 | 私立幼稚園を通じて補助申請手続きを行う。 | — | — | 保育児童課 | |
| | | ○健康推進員及び食生活改善推進員を通じた支援制度の浸透 | 健康推進員・食生活改善推進員へ福祉相談窓口チラシ・カードを配布する。 | — | — | 元気づくり課 | |
| | | ○地域の組織、団体、事業者等を通じた支援制度の浸透 | 子育て支援センターだより（年12回）、だざいふ子育てカレンダー（年12回）、子育て支援カレンダー（年1回）、にこにこ子育てワンポイントアドバイス（年2回）、その他各種講座の開催情報等のチラシを作成し、各公共施設や地域公民館、幼稚園、保育所、病院等に配布する。 | チラシ発行回数 | 30回/年 | 子育て支援課 | |
| | | ○地域の組織、団体、事業者等を通じた支援制度の浸透 | DV相談機関の周知用カードの補充を行うとともに、設置箇所拡大を図る。 | 設置箇所数 | R3年度末26か所 | 人権政策課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|----------------------------------|--|------|-------|--------|------------|
| 7 | キ. 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。 | ○手話通訳者の配置 ○コミュニケーションボードの設置 | 手話通訳者の勤務時間を開庁時間と同じフルタイム勤務を継続し、コミュニケーション支援と相談体制の充実を図る。 さらなるコミュニケーションツールを調査・研究する。 コロナ禍におけるコミュニケーション支援の充実を図るため、遠隔手話サービスを開始する。 | — | — | 福祉課 | 34 |
| 8 | ク. 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対してもていねいに説明するなど、情報が行き届くようにします。 | ○「ぬくもり」などの広報媒体の充実 ○ていねいな対応の実施 | 広報媒体を充実させるとともに、来庁が困難な高齢者や障がいのある人には、その家族に対してていねいに説明し、「ぬくもり」や「社会資源マップ」などを活用する。 | — | — | | 34 |
| | | ○訪問支援 | 情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。 | 訪問件数 | 30件/年 | 生活支援課 | |
| | | ○わかりやすい情報提供と弱者への配慮 | 可能な範囲で高齢者本人及びその家族に対し、分かりやすい説明及び資料作成に努める。 また、電話等による問い合わせに関しても、必要に応じて自宅等を訪問し、相手の状況を把握し、その立場に立って丁寧に説明するよう努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○わかりやすい情報提供と弱者への配慮 | 可能な範囲で高齢者本人及びその家族に対し、分かりやすい説明に努める。 また、電話等による問い合わせに関しても、相手の立場に立って丁寧に説明するよう努める。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○手当のしおり、福祉のしおりの配布 | 引き続き、窓口において、福岡県作成の「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のしおり」、「福祉のしおり」を対象者へ配布し内容を説明する。 | — | — | 保育児童課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--------------------------------|---|------|--------|--------------|------------|
| | | ○窓口、電話、事業を通じた相談への対応 | 窓口や電話、事業を通じて問い合わせ・相談を受けた場合は担当課や相談機関に確認した上で丁寧に正確な情報を伝える。 | 相談件数 | 600件/年 | 元気づくり課子育て支援課 | |
| 9 | ケ. 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供を行うとともに、行政が取り組むべき福祉ニーズについての情報収集をすすめます。 | ○訪問相談支援 ○情報収集と情報提供 | 訪問相談支援を継続するとともに、困難な案件に迅速に対応できるよう常に情報収集し、関係機関との情報共有に努める。 | — | — | 福祉課 | 34 |
| | | ○訪問相談支援 | 情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。 | 訪問件数 | 30件/年 | 生活支援課 | |
| | | ○在宅介護実態調査 ○日常生活圏域ニーズ調査 | 第9期（令和6～8年度）高齢者支援計画策定に向けて実施予定の日常生活圏域ニーズ調査等の内容・方法等を検討する。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援 | 電話等による相談についても、三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供に努める。 また、民生委員との連携を通じて、地域課題の掘り起こしと社会資源の把握に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み①「福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|-----------|--------------|---|-----------|------|--------|------------|
| | | ○こんにちは赤ちゃん訪問 | 出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問の機会を通じて、約500～600世帯に健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。 | 赤ちゃん訪問実施率 | 100% | 子育て支援課 | |

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|--------------------------|-------------|------------|--|------|-----|-----|------------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ① 福祉に関する支援についての総合的な冊子の作成 | ウ | ・更新 | 庁内組織である地域福祉計画推進協議会において、冊子の作成に向けて、総合的な記載情報を検討する。支援の提供や調整役となる福祉専門職、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用して配布する体制を整える。 | — | — | 福祉課 | 34 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

| |
|---------------------------------|
| 基本目標1 支援につながる仕組みづくり |
| 取り組みの柱(1) わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実 |
| 取り組み② 身近で気軽な相談支援をすすめる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|---|---|-------|---------------|--------|--------|
| 10 | ア. 地域において相談支援に携わる人たちに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員などの支援者への研修を行い、スキルアップを図ります。 | ○民生委員・児童委員への研修 | 民生委員・児童委員が所属する各中学校区民生委員児童委員協議会と、協議会を取りまとめる太宰府市民生委員児童委員連合協議会を通じて、研修（講演会、交流会及び視察を含む）を実施する。 【令和3年度】 民児協主催：福祉全般2回、高齢者福祉2回、児童福祉1回、障がい者福祉2回、包括支援センターとの交流会2回、防災・防犯3回、内容未定5回 外部団体主催：福祉全般1回、児童福祉2回 ※確定研修のみ記載 | 研修会回数 | R3年度 20回/年 | 福祉課 | 36 |
| | | ○身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員への研修 ○民生委員・児童委員への研修 | 引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員は、研修会に年1回参加する。 引き続き、民児協定例会で障がい者差別解消法の周知や精神保健福祉講演会をはじめ、各種研修・講座等の情報提供を行い、参加を促していく。 | 研修会回数 | 各1回/年 | | |
| | | ○民生委員・児童委員への研修 | 民児協定例会の中で生活困窮者自立支援制度について周知を行い、さらに校区別勉強会の中で制度の周知を行う。 | 研修会回数 | 2回/年 | 生活支援課 | |
| | | ○民生委員・児童委員への研修 | 高齢者支援や、認知症見守り支援等について、地域包括支援センターの役割の周知を図り、地域の支援活動の内容の把握などを互いに情報交換を行うことを目的に中学校区ごとの民生委員・児童委員との交流会を行い、連携の強化を図る。 | 交換会回数 | 4回/年 | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--------------------------------|---|------------------|------------------|--------|------------|
| | | ○ゲートキーパー研修 （自殺予防） | 太宰府市の地域住民と身近な距離で活動している者（民生委員や健康推進員など）に対して、ゲートキーパー研修を実施する。年1回の開催を目標とする。 | 参加率 | 90% | 元気づくり課 | |
| | | ○民生委員・児童委員への周知 | 必要に応じて相談機関の周知用カードを民生委員・児童委員に携帯を依頼し、地域の相談支援に活用していただく。 | — | — | 人権政策課 | |
| 11 | イ. 地域で相談活動に携わる人たち同士の連携を強化する仕組みづくりを支援します。 | ○民生委員・児童委員と、地域で相談活動に携わる人たちとの交流 | 民生委員・児童委員と地域で相談活動に携わる人たちとの合同研修や意見交換会を実施する。 福祉委員との意見交換会を1回 包括支援センターのケアマネージャーとの意見交換会を各中学校区別に2回 主任児童委員と保健センターの保健師との意見交換会を2回 | 実施回数 （延べ） | 5回/年 | 福祉課 | 36 |
| | | ○「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」の開催 | 新しい事業所等を障がい福祉ネットワーク会議への参加を呼びかけ、会議を活発化させる。 | 開催回数 | 4回/年 | | |
| | | ○多職種連携会議等への参加 ○介護支援専門員情報交換会 | 在宅医療と介護の連携推進に向けた多職種連携会議等に積極的に参加し、課題の把握と解決策の検討、顔の見える関係を構築する。 市内の介護支援専門員と、介護保険制度や総合事業等に関する研修や情報交換を行い、高齢者支援に向けてのスキルアップを行う。 | 参加回数 参加回数 | 2回/年 4回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○介護支援専門員情報交換会 | 市内の介護支援専門員と、介護保険制度や総合事業等に関する研修や情報交換を行い、高齢者支援に向けてのスキルアップを行う。 | 参加回数 | 4回/年 | 介護保険課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--------------------------|---|------|-------|--------|------------|
| 12 | ウ. 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関を周知します。 | ○民生委員・児童委員のPRチラシの配布 | 地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。 市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配付する。 | 啓発回数 | 3回/年 | 福祉課 | 36 |
| | | ○身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の周知 | 身近な身体・知的障がい者相談員の市民への周知を市のホームページや広報等で行う。 | — | — | | |
| | | ○地域包括支援センター等の周知 | 市民、関係団体への行政出前講座や説明会等において、市HPや高齢者支援パンフレット等により周知を図るとともに、「広報だざいふ」に地域包括支援センター（サブセンター含む）に関する特集記事を掲載し更なる認知度の向上に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○相談事業の周知 | こころの相談事業をカードやチラシ・HPを使って周知したほか、電話等で相談があった際に具体的な相談機関を紹介する。 | — | — | 元気づくり課 | |
| 13 | エ. 市職員による相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援とともに、行政が取り組むべき福祉ニーズについての情報収集をすすめます。 | ○出張相談窓口の開設 | 引き続き、南隣保館において「生活の困りごと相談窓口」を開設する。また、南隣保館で実施する市の事業に併せて福祉、保健部門で「福祉なんでも相談窓口」を開設する。 | 相談回数 | 26回/年 | 生活支援課 | 36 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|-----------|--------------------------------|---|-----------|------|--------|------------|
| | | ○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 | 行政出前講座等を通じ介護保険制度に関する理解と活用方法の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から要請に応じた配慮を実施する。広報において、介護保険の各制度について周知していくとともに、HPを見やすいものに整理していく。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援 | 電話等による相談についても、三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供に努める。 また、民生委員との連携を通じて、地域課題の掘り起こしと社会資源の把握に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○こんにちは赤ちゃん訪問 | 出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、母子の健康状態・乳幼児の成長を確認するとともに健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。健康相談等の支援が必要な場合で、要請があった場合は訪問等を行い、適当な支援ができる機関等（医療機関、行政機関等）の案内を行う。 | 赤ちゃん訪問実施率 | 100% | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|-------------|---|----------------|---------------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ② 民生委員・児童委員、福祉委員などの地域において相談支援に携わる人たちに対する研修の実施 （目標値：年3回） ※上記の目標値は、対象者別の全課合計 | ア | ・研修の実施（年3回） | 民生委員・児童委員が所属する各中学校区民生委員児童委員協議会と、協議会を取りまとめる太宰府市民生委員児童委員連合協議会を通じて、研修（講演会、交流会及び視察を含む）を実施する。 【令和3年度】 民児協主催：福祉全般2回、高齢者福祉2回、児童福祉1回、障がい者福祉2回、包括支援センターとの交流会2回、防災・防犯3回、内容未定5回 外部団体主催：福祉全般1回、児童福祉2回 ※確定研修のみ記載 | 研修会回数 | R3年度 20回/年 | 福祉課 | 36 |
| | | | 引き続き身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員は、研修会に年1回参加する。 民生委員・児童委員への研修 障がい者差別解消法の周知や精神保健福祉講演会をはじめ、各種研修・講座等の情報提供を行い、参加を促していく。 | 研修会回数 | 各1回/年 | | |
| | | | 民児協定例会の中で生活困窮者自立支援制度について周知を行い、さらに校区別に自立支援制度の研修を行う。また、社会福祉協議会と連携し福祉委員に対し研修会を実施していく。 | 研修会回数 | 2回/年 | 生活支援課 | |
| | | | 高齢者支援や、認知症見守り支援等について、民生委員・児童委員との交流会の中で学習を実施する。 介護支援専門員情報交換会において、居宅介護支援事業所との連携の強化及び介護支援専門員の資質の向上等を目的として介護支援専門員情報交換会を実施する。 | 交流会回数 交換会回数 | 4回/年 4回/年 | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（1）「わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実」－取り組み②「身近で気軽な相談支援をすすめる」

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|-------------------|---|-----------|-------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| | | | 太宰府市の地域住民と身近な距離で活動している者（民生委員や健康推進員など）に対して、ゲートキーパー研修を実施する。年1回の開催を目標とする。 | 参加率 | 90% | 元気づくり課 | |
| ③ 地域や家庭へ出向いて相談を受ける出前相談事業の実施（目標値：44行政区） | エ | ・出前相談事業の実施（44行政区） | 出張相談窓口：1行政区で2回開設する。 | — | — | 福祉課 | 37 |
| | | | 引き続き、南隣保館において「生活の困りごと相談窓口」を開設する。また、南隣保館で実施する市の事業に併せて福祉、保健部門で「福祉なんでも相談窓口」を開設する。 | 相談回数 | 26回/年 | 生活支援課 | |
| | | | 三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して、本人の生活実態を把握しながら、相談支援を行う。また、民生委員等との連携を通じて、地域課題の相談を実施。 | 個別相談 | 随時 | 高齢者支援課 | |
| | | | 出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、母子の健康状態・乳幼児の成長を確認するとともに健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。健康相談等の支援が必要な場合で、要請があった場合は訪問等を行い、適当な支援ができる機関等（医療機関、行政機関等）の案内を行う。 | 赤ちゃん訪問実施率 | 100% | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み①「相談支援の専門性や利便性を向上させる」

| |
|--------------------------|
| 基本目標1 支援につながる仕組みづくり |
| 取り組みの柱(2) 相談支援機能の充実 |
| 取り組み① 相談支援の専門性や利便性を向上させる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|--|--------------------------------------|---|------|-----|--------|--------|
| 14 | ア. ワンストップ相談窓口の開設に★ 向けた検討をすすめます。 | ○ワンストップ相談窓口の開設 | 福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置の動きと連動させながら検討する。 | — | — | 福祉課 | 39 |
| 15 | イ. 福祉に関する事業や活動の拠点★ 施設の複数設置に向けた検討をすすめます。 | ○地域包括支援センターの複数個所設置 | R2年4月にサブセンターを開設した。サブセンターを含め地域包括支援センターの周知を行い、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。 | — | — | 高齢者支援課 | 39 |
| 16 | ウ. 地域包括支援センターや子育て★ 支援センター、地域活動支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能を充実させます。 | ○地域活動支援センターの機能の充実 | 地域活動支援センターの活動内容を周知し、相談機能を充実させる。 R3年度から基幹相談支援センターを福祉課内に設置し、総合的・専門的な相談支援を充実させる。 | — | — | 福祉課 | 39 |
| | | ○地域包括支援センターの複数個所設置 ○認知症地域支援推進員の配置 | R2年4月にサブセンターを開設した。引き続き、本所との役割分担、連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営体制を構築し、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。 認知症地域支援推進員については、包括支援センター及びサブセンターに各1名配置し、相談実績等を評価しながら適切な人数を配置する。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み①「相談支援の専門性や利便性を向上させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|------------------------|--|--------------------|------------------|--------|------------|
| | | ○保健センターの機能の充実 | 健康推進の拠点として市民の健康に寄り添った更なる事業内容の充実を目指す。 | — | — | 元気づくり課 | |
| | | ○子育て世代包括支援センターの機能の充実 | 子育て広場・子育てサロン・出前保育・子育て講座などを開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせ、なおかつ日常の相談を受ける場所を提供する。 相談業務は、電話や面接相談だけでなく、サロンの常駐時間の時や赤ちゃん訪問、日々の事業の中でも子育ての相談を受け付ける。 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対し必要な支援や関係機関と連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供することを目的とした「子育て世代包括支援センター」の事業内容の充実を図る。 | 年間利用者数（延べ） | 21,000人 | 子育て支援課 | |
| | | ○男女共同参画推進センタールミナスの機能充実 | 継続して「ルミナスDV相談室」を月2回実施する。 | 開設回数 | 24回/年 | 人権政策課 | |
| 17 | 工. 専門性の高い相談支援に対応するため、福祉制度に精通した専門職の配置や福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制を強化します。 | ○専門職の配置 | 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ障がい福祉相談員を配置する。相談員を1名増やし、3名配置する。 | 障がい福祉相談員 | 3名 | 福祉課 | 39 |
| | | ○専門職の配置 ○有資格事業所への委託 | 自立相談支援員を2名配置し、専門性のある家計改善相談については、ファイナンシャルプランナーの資格を有している事業所と業務委託契約を引き続き締結する。 | 自立支援相談件数 家計相談件数 | 220件/年 140件/年 | 生活支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み①「相談支援の専門性や利便性を向上させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|------------|---|----------|-----|------------------|------------|
| | | ○専門職の配置 | 社会福祉士、介護支援専門員、保健師のいわゆる三職種や認知症地域支援推進員等、高齢者の介護・福祉制度に精通した専門職の確保を行う。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | | 母子・父子自立支援員の設置を目指す。 | 専門職の配置人数 | 1人 | 保育児童課 | |
| | | | 専門性の高い相談支援を行うため、子ども発達相談室に保育士、臨床心理士、言語聴覚士を、子育て世代包括支援センターに保育士、保健師、管理栄養士、助産師を、保健センターに保健師、管理栄養士を配置する。また、事業毎に、医師、歯科医師、心理士、助産師、保健師、管理栄養士、看護師といった専門職を雇用する。 | — | — | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | ○NPO法人への委託 | 継続して「ルミナスDV相談室」は専門性の高いNPO法人に委託する。 | — | — | 人権政策課 | |
| 18 | 才. 専門性の高い相談支援に対応するため、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。 ★ | ○個別ケース会議 | 相談事例については関係機関等と連携して個別に対応の検討を行い、適切な方法を考えていく。 | — | — | 福祉課 | 39 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み①「相談支援の専門性や利便性を向上させる」

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|------------------------------------|-----------------------|---|------------------|------------------------|------------------|--------|
| | | ○ハローワークの連絡調整会議 | 年に1回ハローワークで開催される就労自立促進協議会に参加し、連携を図る。 | 参加回数 | 1回/年 | 生活支援課 | |
| | | ○関係機関等との情報交換や連携 | 各中学校区民生委員児童委員協議会と情報交換会を通じて意見交換を行う。 また、地域ケア個別会議や介護支援専門員情報交換会、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等を通じて、関係機関・団体との連携の強化を図るとともに、ネットワークの構築に努める。 | 各事業における会議・研修会の実施 | 随時 4回 | 高齢者支援課 | |
| | | | 療育機関や医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に対応する。 要保護児童についての個別ケース会議を行う。 | — | — | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | ○配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議 | 配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議に参加し情報共有に努める。 | 会議参加数 | 2回/年 (実務担当者会議、連絡会議) | 人権政策課 | |
| 19 | 力. 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実させます。 | ○市職員への啓発 | 職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。 | 啓発回数 | 1回/年 | 福祉課 | 39 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み①「相談支援の専門性や利便性を向上させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--------------------------------|---|------|-------|--------|------------|
| 20 | キ. 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。 | ○市職員への啓発 | 課内において、困難事例等のケース会議等を行い、職員の窓口対応能力の向上に努めます。 | 啓発回数 | 1回/年 | 福祉課 | 39 |
| 21 | ク. 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対していねいな案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。 | ○市職員への啓発 | 日頃から関連する部署と連携を図り、スムーズな窓口対応を図ります。 | 啓発回数 | 1回/年 | 福祉課 | 39 |
| 22 | ケ. 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、相談支援の利便性を向上させます。 | ○訪問相談支援 | 緊急を要する場合や訪問の必要性に応じて訪問し、相談や生活環境等の状況を把握し、支援につなげていく。 | — | — | 福祉課 | 39 |
| | | | 情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。 | 訪問件数 | 30件/年 | 生活支援課 | |
| | | ○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援 | 三職種や認知症地域支援推進員が自宅等を訪問して、本人の生活実態を把握しながら、相談支援を行う。また、民生委員等との連携を通じて、地域課題の相談を実施。 | — | — | 高齢者支援課 | |

■ 成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|--|-------------|------------|--|------|-----|--------|------------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ④ 高齢者福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置 (H28.10.1時点：1ヶ所) | ア、イ、ウ、エ、オ | ・設置 | 高齢者福祉に関する事業や活動の拠点施設としての地域包括支援センターと市域の西側を担当圏域とする地域包括支援サブセンターを設置し、本所との役割分担、連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営を行い、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。 | — | — | 高齢者支援課 | 40 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み②「連携しながら相談支援をすすめる」

| |
|-----------------------|
| 基本目標1 支援につながる仕組みづくり |
| 取り組みの柱(2) 相談支援機能の充実 |
| 取り組み② 連携しながら相談支援をすすめる |

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--------------------------------------|--|------|------|--------|------------|
| 23 | ア. 地域で活動している相談支援窓口、福祉サービス事業者や医療機関、各福祉分野の協議会やネットワークなどの連携体制を構築し、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援を、内容に応じた適切な圏域内で連携しながらすすめます。 | ○太宰府市障がい福祉ネットワーク会議 | 新しい事業所等を障がい福祉ネットワーク会議への参加を呼びかけ、会議を活発化させる。 | 開催回数 | 4回/年 | 福祉課 | 42 |
| | | ○高齢者の困難事例等に伴うケース会議 ○在宅医療・介護連携推進事業 | 高齢者の困難事例等については、地域包括支援センターが中心となって居宅介護支援事業所や民生委員、市の関係部署等が連携してケース会議や地域ケア個別会議を実施し、本人や家族への包括的な支援を行う。 在宅医療・介護連携推進事業においては、筑紫地区5市と筑紫医師会とで、協議を行いながら、医療と介護の連携における課題を集約し、その解決策について仕組みづくりを行う。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○地域ケア個別会議 ○関係機関等との連携 | 地域ケア個別会議に出席する。具体的にケースがあがった際は、必要な機関と連携を図りながら対応する。 | — | — | 元気づくり課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 関係機関等と連携しつつ、必要な場合には、虐待の加害者の相談も受け、専門的な機関を紹介するなど、心理的なケアを含めた支援に努める。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み②「連携しながら相談支援をすすめる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|-------------------|---|------|-------|--------|------------|
| 24 | イ. 生活困窮者については、就労をはじめとする関係機関、地域の支援組織や団体、事業所などと協力関係を構築しながら、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に依拠していく体制づくりをすすめます。 | ○就労支援事業 | 引き続き、就労支援については、ハローワークと連携し生活支援課内で就労支援を実施していく。また、地域組織や事業所との連携については、今後検討していく。 | 開催回数 | 24回/年 | 生活支援課 | 42 |
| 25 | ウ. 公的制度にかかわらず、生活の困窮についての福祉制度情報を市役所内で共有することで速やかに相談支援につなげます。 | ○関係課調整会議 | 引き続き、関係課調整会議の開催や個別での担当課との協議を重ねていく。 | 開催回数 | 4回/年 | | 42 |
| 26 | エ. 地域から孤立化・無縁化している若い世代の人たちについて、関係機関と連携を図りながら、ひきこもり対策を講じていきます。 | ○障がい福祉サービスの受給への対策 | どのような支援が必要か、どのような支援の方法、手段があるのか、検討し具体化していく。 | — | — | 福祉課 | 42 |
| | | ○関係機関との連携 | 引き続き、引きこもり地域支援センターと連携し、自立に向けた支援をしていく。 | 参加回数 | 1回/年 | 生活支援課 | |
| | | ○家庭児童相談室 | 家庭児童相談室で本人及び保護者からの相談や、市内全小中学校への学校訪問、また、地域の情報により、ひきこもりや不登校児童について把握し、関係機関と連携しつつ、登校・就学・就職などの支援を行う。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1「支援につながる仕組みづくり」－取り組みの柱（2）「相談支援機能の充実」－取り組み②「連携しながら相談支援をすすめる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|---|-------------|--|--|------|-------|------------------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑤ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、各福祉分野の相談支援などの連携および調整を行う会議の開催 | ア、イ、ウ、エ | <ul style="list-style-type: none"> ・開催(適宜) ・同会議のあり方についての検証 | 新しい事業所等を障がい福祉ネットワーク会議への参加を呼びかけ、会議を活発化させる。 | 開催回数 | 4回/年 | 福祉課 | 43 |
| | | | 引き続き、関係課、関係機関、関係団体などで構成され、各福祉分野の相談支援などの連携および調整会議を開催していく。 | 開催回数 | 10回/年 | 生活支援課 | |
| | | | ○ケース会議や地域ケア個別会議等 地域包括支援センターが中心となって居宅介護支援事業所や民生委員、市の関係部署等が連携してケース会議や地域ケア個別会議を実施し、本人や家族への包括的な支援を行う。 ○在宅医療・介護連携推進事業 筑紫地区5市と筑紫医師会とで、協議を行いながら、関係機関より連携における課題を集約し、その解決策について仕組みづくりを行う。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | | 定期的で開催される地域ケア個別会議に出席し、個別のケースを情報共有し、多職種間で対応を検討する。 | — | — | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | | ○要保護児童対策地域協議会（実務者会議、ケース会議随時） 児童福祉、保健医療、教育、警察・司法、市役所関連課といった関係機関との会議を通して、情報共有を行い、児童の安全安心な生活に向け、適切なフォローや見守りを行う。 | — | — | | |
| | | | ○DV被害者支援関係課連絡会議 庁内での連携の在り方の確認や情報共有を行うため、年1回開催する予定である。 また、制度改正などがあった場合など必要に応じて、適宜開催する予定である。 | 開催回数 | 1回/年 | 人権政策課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み①「隣近所などでの身近な助け合いをすすめる」

| |
|---------------------------|
| 基本目標2 安全安心に暮らすための基盤づくり |
| 取り組みの柱(1) 安心して暮らすための基盤の充実 |
| 取り組み① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|------------|--|------|------|-----|--------|
| 27 | ア. 隣近所の人たちや地域の人たち ★ 同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さについての啓発活動の充実を図ります。 | ○地域福祉計画の周知 | 第三次地域福祉計画の周知を通して啓発する。 地域住民：市広報に掲載、1回 自治会：希望自治会で説明会 サロン：希望サロンで説明会 市職員：啓発方法について検討・実施、1回 地域福祉に関する行政出前講座を用意 | 周知回数 | 5回/年 | 福祉課 | 45 |

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|---|-------------|--|--|------|------|-----|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑥ 地域福祉計画の周知 (目標値：第四次太宰府市地域福祉計画策定時：地域での住民相互の支え合いなどによる福祉活動が活発に行われていると思う市民の割合が65%) (H28.2～3時点：太宰府まちづくり市民意識調査43.3%) | ア | ・「広報だざいふ」に、地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さについての啓発を掲載(年2回) | 第三次地域福祉計画の周知を通して啓発する。 地域住民：市広報に掲載、2回 自治会：希望自治会で説明会 サロン：希望サロンで説明会 市職員：啓発方法について検討・実施、1回 地域福祉に関する行政出前講座を用意 | 周知回数 | 5回/年 | 福祉課 | 45 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み②「小地域での組織的な支援をすすめる」

| |
|---------------------------|
| 基本目標2 安全安心に暮らすための基盤づくり |
| 取り組みの柱(1) 安心して暮らすための基盤の充実 |
| 取り組み② 小地域での組織的な支援をすすめる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|-----------------------|--|--------|------|--------|--------|
| 28 | ア. 自治会での福祉課題やその解決に向けた話し合いを行う組織の設置をすすめる取り組みを支援します。 | ○地域福祉計画の周知 ○広報での紹介 | 自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、設置を啓発する。 福祉部門について活動が活発な自治会を取材し、広報で紹介する。 また、設置の相談があった場合は、その自治会に沿った形での設置を支援する。 | 広報掲載回数 | 1回/年 | 福祉課 | 47 |
| 29 | イ. 地域の組織や団体による、ひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯に対しての見守り活動を支援します。 | ○民生委員・児童委員への支援 | 地域において見守り活動を行う民生委員・児童委員が全員所属する各中学校区民生委員児童委員協議会と、各協議会をまとめる民生委員児童委員連合協議会の事務局として見守り活動を支援する。 | — | — | 福祉課 | 47 |
| | | ○障がい福祉関係団体への支援 | 障がい福祉関係団体への支援を継続して行う。地域の組織による見守りについては、障がいのある人への配慮を念頭に入れ、検討していく。 | — | — | | |
| | | ○高齢者生活状況表（高齢者名簿）の配布 | 独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者生活状況表（高齢者名簿）を作成し、自治会長、民生委員に配布する。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| 30 | ウ. 自治会での民生委員・児童委員、福祉委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方の検討について、支援します。 | ○地域福祉計画の周知 | 自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、特定の人たちに過度な負担が生じないことが重要であることを啓発する。 | — | — | 福祉課 | 47 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み②「小地域での組織的な支援をすすめる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|-------------------------------|---|-----------|------|--------|------------|
| 31 | 工. 校区自治協議会のなかに、福祉に関する支援についての部会や委員会の設置をすすめ、校区全体の支援のあり方の検討や連絡調整を行う取り組みを支援します。 ★ | ○地域福祉計画の周知 | 中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。 | — | — | 福祉課 | 48 |
| 32 | オ. 事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整します。 | ○障がい福祉サービスの利用に伴う見守り | 本人が障がい福祉サービスを利用するにあたって、計画相談事業所やサービスを提供する事業所等が関わる。 | — | — | 高齢者支援課 | 48 |
| | | ○高齢者等の見守りに関する協定の締結 | 日常業務の範囲において高齢者等の異変を察知することが可能な事業所に対し、見守り活動の重要性を理解いただき、協定の締結について協議していく。また、締結後の見守り状況の評価を行い、取り組みの充実を図る。 | 新規協定締結事業所 | 2件/年 | | |
| 33 | カ. 地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめ、地域や事業所へ周知します。 | ○民生委員・児童委員が持つ個人情報の取り扱いのルールづくり | 民生委員・児童委員が持つ個人情報のうち、自治会と共有できる箇所や方法など取り扱いのルールについて検討し、整理する。 | — | — | 福祉課 | 48 |
| 34 | キ. 認知症と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を発見したときの声かけや情報伝達など、実際の場面を想定した模擬訓練を、地域と協力しながら実施します。 | ○徘徊模擬訓練 | 介護保険事業所や校区自治協議会が主催する徘徊模擬訓練に積極的に参加する。 | 実施回数 | 4回/年 | 高齢者支援課 | 48 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み②「小地域での組織的な支援をすすめる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|---|-------------|--|---|-------|---------------|-----|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑦ 自治会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （目標値 44自治会） （H28.8.1時点：設置済は31自治会） | ア、イ、ウ | ・設置済組織の検証 ・対象自治会の実態把握、設置支援（5自治会） | 自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、設置を啓発する。 引き続き、福祉部門について活動が活発な自治会を取材し、広報で紹介する。 設置の相談があった場合は、その自治会に沿った形態での設置を支援する。 | 新規設置数 | R3年度末 3自治会 | 福祉課 | 48 |
| ⑧ 成果目標⑦で設置された組織の繋ぎ役となり、校区自治協議会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （目標値 4中学校区） （H28.8.1時点 未設置） | 工 | ・設置済組織の検証 ・対象校区自治協議会の実態把握、設置支援（2中学校区） | 中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。 | — | — | | 49 |
| ⑨ 成果目標⑧で設置された組織の校区地域福祉計画策定に対する支援 （目標値：4中学校区） （H28.8.1時点：未策定） | 工 | ・策定済計画の検証 ・対象校区自治協議会の実態把握、策定支援（2中学校区） | 中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。 | — | — | | 49 |
| ⑩ 成果目標⑧で設置された組織の繋ぎ役となり、太宰府市自治協議会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （H28.8.1時点：未設置） | 工 | ・設置済組織の検証 | 成果目標⑧の形が定まった後に、自治協議会に対する説明を実施し、設置を支援する。 | — | — | | 49 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| |
|---------------------------|
| 基本目標2 安全安心に暮らすための基盤づくり |
| 取り組みの柱(1) 安心して暮らすための基盤の充実 |
| 取り組み③ 福祉サービスの量や質の充実を図る |

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--------------------------------------|---|--------------|-------|--------|------------|
| 35 | ア. 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの提供を充実させます。 | ○筑紫地区地域自立支援協議会 | 継続して、筑紫地区地域自立支援協議会において、筑紫地区の行政や障がい福祉事業所、当事者団体、社会福祉協議会等が連携を図り、困難事例の検討や地域における情報共有・体制整備について検討する。 | 開催回数 | 12回/年 | 福祉課 | 51 |
| | | ○福岡都市圏会議 | 引き続き、福岡都市圏会議の参加や、県と福岡市が参加した福岡ブロック会議に参加し市が抱えている問題について協議し、連携を行っていく。 | 参加回数 | 2回/年 | 生活支援課 | |
| | | ○高齢者福祉サービスの実施 ○周辺自治体との会議 | 近隣自治体の状況把握に努め、既存のサービスを適切に提供する。 また、筑紫地区担当課長会議や福岡都市圏高齢者福祉担当者会議等を通じて高齢者福祉に関する情報交換を行う。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○筑紫地区児童扶養手当事務担当者会議 ○筑紫地区保育事務担当者会議 | 筑紫地区5市の担当者による意見交換会に参加する。 | 担当者会議 の回数 | 各1回/年 | 保育児童課 | |
| | | ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 | 里帰り出産で本市に帰省している方や、里帰り出産で市外に帰省する方に対し、当該自治体と情報共有する等の連携を行いながら実施する。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--|--|------------------|----------------|------------------|------------|
| | | ○福岡都市圏療育担当者連絡会 ○筑紫地区慢性疾病児童・発達支援担当者連絡会議 | 会議に参加し近隣自治体等との情報交換を行う。 | 参加回数 | 2回/年 | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | ○配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議 ○筑紫地区男女共同参画行政担当者協議会 | ①配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議に参加し情報共有に努める。 ②筑紫地区男女共同参画行政担当者協議会において、DV支援についての情報交換を行う。 | ①会議参加数 ②会議参加数 | ①2回/年 ②2回/年 | 人権政策課 | |
| 36 | イ. 地域で活動している相談支援窓口、福祉サービス事業者や医療機関、各福祉分野の協議会やネットワークなどの連携体制を構築し、情報交換や情報の共有を図ることで、適切な福祉サービスの提供を充実させます。 ★ | ○太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議 | 継続して、筑紫地区地域自立支援協議会の下部組織として、市内の障がい福祉事業所、当事者団体、相談員等で構成し、情報交換や共有を図る。 | 開催回数 | 4回/年 | 福祉課 | 51 |
| | | ○在宅医療・介護連携推進事業 | 在宅医療・介護連携推進事業については、筑紫地区5市が筑紫医師会へ委託を行い、医療と介護の連携に向けて課題の解決策に取り組むとともに、解決策の評価、改善を行っていく。また、次の課題に対する解決策の協議を行っていく。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○医療機関や保育所等との連携 | リスクを抱える子育て世帯に関しては、医療機関や保育所等と連携し、情報提供を受けながら対応する。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|---------------------------------|--|----------------------------------|-------------------|------------------|------------|
| 37 | ウ. 支援を必要とする人やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などの機能をさらに充実させます。 ★ | ○個別ケース会議 ○筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会 | 必要に応じて、障がいのある人、その家族、事業所、医療機関、行政等の関係機関の会議を行う。また、第三者のアドバイザーが必要な場合には参加を依頼する。 筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 | 筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会開催数 | 2回/年 | 福祉課 | 51 |
| | | ○地域ケア個別会議 | 地域包括支援センターの三職種、作業療法士、認知症地域支援推進員、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職、さらに生活支援コーディネーターや市の関係部署等を加え、地域ケア個別会議を開催する。また、必要に応じて、民生委員などの地域での高齢者を支援する人、介護サービス事業者などの参加も検討し、生活の場となる地域全体での支える体制の構築を図る。 また、個別会議における地域課題を解決するための場となる協議の場の設置を地域包括ケアシステム全体の中で検討する。 | 開催回数 （個別会議） 開催回数 （推進会議） | 12回/年 1回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | | 地域ケア個別会議に参加し、多職種間で個別事例に関する情報共有を図り対応を検討する。 | — | — | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 地域ケア個別会議に参加し、多職種間で個別事例に関する情報共有を図り対応を検討する。 | 開催回数 （ケース会議を除く） | 21回/年 | | |
| 38 | エ. 各福祉・介護分野で、内容に応じた適切な圏域を設定してそれぞれの行政計画をすすめることにより、サービスの量や質を充実させます。 | ○障がい者プラン ○障がい福祉計画 | 令和2年度に策定した第5次障がい者プラン、障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を推進する。 | — | — | 福祉課 | 51 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--------------------------------------|---|-----------------------------|--------------------|--------|------------|
| | | ○高齢者支援計画 | 令和2年度に策定した第8期高齢者支援計画の進捗状況を介護保険運営協議会に報告していく。 また、次期（令和6年度～8年度）高齢者支援計画のためのニーズ調査等のスケジュールを検討していく。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○子ども子育て支援事業計画 | 【令和3年度】 令和4年度に行う見直しに向け、進捗状況の把握に努める。 | 子ども・子育て会議の開催回数 | R3年度 2回/年 | 保育児童課 | |
| 39 | 才. 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を円滑にすすめるため、生活支援コーディネーターを配置し、地域において関係組織・団体間で協議を深めながら同事業の充実を図ります。 | ○生活支援コーディネーターの配置 | 令和3年度中に市内3中学校にそれぞれ第2層協議体を設置し、地域の実情に応じた取り組みを推進する中で、必要に応じて第2層協議体に生活支援コーディネーターを配置する。 | 人数（第2層） | R3年度末 4名 | 高齢者支援課 | 51 |
| 40 | カ. 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。 | ○太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議 ○筑紫地区自立支援協議会 | 継続して、太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議や筑紫地区地域自立支援協議会を通して、事例検討や情報共有を行い、福祉サービスの質の向上を図る。 | — | — | 福祉課 | 51 |
| | | ○適正化事業 | ケアプランチェック、住宅改修での必要時の実地調査を実施することで適正化事業を実施する。 | ケアプランチェック回数 住宅改修実地調査 | 2回/年 必要に応じて | 介護保険課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|-------------------------|--|------------|------|--------|------------|
| | | ○保育の質の向上のための研修会 | 保育士および市内認可保育所の職員、市内幼稚園職員を対象とした研修会を実施する。 | 研修会の実施回数 | 1回/年 | 保育児童課 | |
| 41 | キ. 成年後見制度や日常生活自立支援事業、ほのぼのサービスについて、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。 | ○相談支援事業（成年後見人制度利用支援事業） | HP等で周知する。 相談があったときは、社協の「ほのぼのサービス」や成年後見に関するあんしん相談の紹介を行う。 高齢者支援課と成年後見制度利用促進基本計画を策定する。 | — | — | 福祉課 | 52 |
| | | ○成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度に関するあんしん相談及び社会福祉協議会が行うほのぼのサービスについて、相談があったときに紹介する。また、高齢者支援パンフレットや成年後見制度に関するパンフレットを活用して行政出前講座や窓口相談を行い、わかりやすい周知・啓発及び利用促進に努める。 | あんしん相談開催回数 | 12回 | 高齢者支援課 | |
| 42 | ク. 子育て家族の保護者や家族介護者などの用事や休息などに対応できるように、一時的な預かりなどの支援を充実させます。 | ○日中一時支援事業 | 障がい者等の家族の一時的な負担軽減を目的とした障がい福祉サービスを障がいの特性や家族の状況等を勘案して案内する。 | — | — | 福祉課 | 52 |
| | | ○デイサービスやショートステイサービス等の導入 | 必要に応じてデイサービスやショートステイサービス等の導入を検討し、家族介護者へ情報提供する。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|-------------------------------------|--|------------------------|--------|--------|------------|
| | | ○一時預かり保育 | 一時預かり事業を実施する。 | 一時預かり 事業実施保 育園の数 | 4園 | 保育児童課 | |
| | | ○リフレッシュ一時預かり事業 | 子育てに伴う保護者の身体的、精神的負担を軽減するために養育者のリフレッシュを主な目的とした、児童の一時預かり事業をNPO法人子育てサポートぽぴんずと協働で実施する。 | 利用者数 | 200人/年 | 子育て支援課 | |
| | | ○ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手助けをしたい人（おたすけ会員）との相互援助活動を行う事業を実施する。緊急サポートでは、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりを実施する。 | 利用件数 (延べ) | 600件/年 | | |
| 43 | ケ. 交通弱者が利用しやすい交通手段★ ★ 段や移動施策を検討します。 | ○移動支援事業 ○福祉タクシー料金助成 ○まほろば号利用券 | 移動支援事業と助成事業（福祉タクシー料金助成、まほろば号利用券）を行う。 | — | — | 福祉課 | 52 |
| | | ○移動支援事業 | まほろば号の利用促進を促しつつ、生活支援体制整備事業における第2層協議体の活動の中で、移動支援をはじめとする様々な地域ニーズについて多様な主体間で情報を共有し、その解決方法について検討する。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-------------------|---|------|--------------|---------------|------------|
| 44 | コ. コミュニティバス「まほろば ★号」などの公共交通の運用にあ たっては、利用者の利便性を高 めるため、住民の声を反映し、 改善します。 | ○コミュニティバス運営 事業 | 引き続き、コミュニティバス・地域サポートカー運行の継 続。 加えて、市広報紙、ホームページなど様々な媒体を活用 し、利用促進活動を行い、バス利用者の増加を図る。ま た、令和3年度については、路線の拡充や乗り継ぎ時間の 適正化、利用者の安全安心など、多様なニーズに 대응と ともに、運賃見直しによる市補助額削減と利便性の向上を 考慮したダイヤ改正を行う。 また、地域公共交通網形成計画策定後は、計画に沿った内 容で市内全域の交通体系の見直しを行っていく。 | 乗車人数 | 563,000 人 | 地域コミュ ニティ課 | 52 |
| | | ○公共交通体系の見直し | 地域公共交通活性化協議会において、必要に応じて公共交 通体系の見直しについて協議を行う。 | — | — | 都市計画課 | |
| 45 | サ. 既存サービスでは対応できない ニーズを発見した場合は、新し い福祉サービスを積極的に開拓 していきます。 | ○情報収集 | 既存サービスでは対応できないニーズの発見に備え、広く 福祉サービスの情報収集に努める。 | — | — | 福祉課 | 52 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--------------------|---|--------------|------|-------|------------|
| 46 | シ. 福祉サービス事業者の利用にあたっては、第三者評価制度や苦情解決制度を活用するよう住民へ啓発します。 | ○第三者評価制度や苦情解決制度の周知 | 相談内容に応じて、社協の苦情処理第三者委員会や福岡県福祉サービス苦情相談を紹介する。 | — | — | 福祉課 | 52 |
| | | ○相談内容に応じ窓口を紹介 | 介護サービスに関する苦情の申し立てにあたり、福岡県国民健康保険団体連合会の介護サービス相談窓口を紹介する。 | — | — | 介護保険課 | |
| | | ○認可保育所第三者委員の設置 | 各認可保育所それぞれに第三者委員を設置し、第三者委員の連絡先を保育所に掲示し周知する。 | 第三者委員の設置保育園数 | 14園 | 保育児童課 | |
| 47 | ス. 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。 | ○市職員への啓発 | 職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。 | 啓発回数 | 1回/年 | 福祉課 | 52 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|---|---|------|------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑪ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、情報交換や共有を行う体制の構築 | イ、ウ | <ul style="list-style-type: none"> ・運営 ・体制及び運営方法の検証 | <ul style="list-style-type: none"> ○筑紫地区地域自立支援協議会 引き続き、困難事例の検討や地域における情報共有・体制整備について検討する。 ○筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会 引き続き、困難ケースの検討や地域における情報共有を行う。 ○太宰府市障がい福祉ネットワーク会議 新しい事業所等へ参加を呼びかけ、会議を活発化させる。会議内容について、年間を通して検討する。 | — | — | 福祉課 | 52 |
| | | | 福岡都市圏会議や福岡ブロック会議に参加し情報の共有を図る。 | 参加回数 | 2回/年 | 生活支援課 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ケース会議や地域ケア個別会議等 地域包括支援センターが中心となり、迅速かつ包括的な支援につなげる。 ○在宅医療・介護連携推進事業での会議 5市と筑紫医師会との担当者会議や、関係団体との連携推進検討会議を通して、情報交換や共同の取り組みを構築する。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | | リスクを抱えた子育て世帯への対応について関係課での連携を図る。要保護児童対策地域協議会では、医療機関等の関係機関と情報交換・共有をする。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（1）「安心して暮らすための基盤の充実」－取り組み③「福祉サービスの量や質の充実を図る」

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|---|-------------|------------|---|------------------|----------------|------------------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| | | | 地域ケア個別会議に参加し、多職種間で個別事例に関する情報共有を図り対応を検討する。 | — | — | 元気づくり課 子育て支援課 | |
| | | | ○要保護児童対策地域協議会 関係機関と情報交換・共有する。 | — | — | | |
| | | | ①配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議 会議に参加し情報共有に努める。 ②DV被害者支援関係課連絡会議 会議を開催し、確実な支援体制を図る。 | ①会議参加数 ②会議開催数 | ①2回/年 ②1回/年 | 人権政策課 | |
| ⑫ 交通弱者に対する移動手段の確保 （目標値：第四次太宰府市地域福祉計画策定時：交通弱者にとって必要な移動手段が確保されていると思う市民の割合が80%） （現状：第三次太宰府市地域福祉計画策定時の統計無し） | ケ、コ | ・整備 | 屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う移動支援事業を行う。 障がいの程度に応じた助成事業を行う。 福祉タクシー料金助成 まほろば号利用券の配布 | — | — | 福祉課 | 53 |
| | | | まほろば号の利用促進を促しつつ、生活支援体制整備事業における第2層協議体の活動の中で、移動支援をはじめとする様々な地域ニーズについて多様な主体間で情報を共有し、その解決方法について検討する。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み①「虐待防止のための支援を強化する」

| |
|--------------------------|
| 基本目標2 安全安心に暮らすための基盤づくり |
| 取り組みの柱(2) いのちを守るための基盤の充実 |
| 取り組み① 虐待防止のための支援を強化する |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|---------------------|---|------|------|--------|--------|
| 48 | ア. 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会を充実させます。 ★ | ○障がい者の虐待防止の啓発 | 障がいや障がいのある人に対する理解や障がいを理由とする差別の解消の推進と併せて啓発を検討する。 | — | — | 福祉課 | 55 |
| | | ○高齢者の虐待防止の啓発 | 高齢者虐待防止に関するパンフレットを関係機関に配置するとともに、HPや広報に掲載して高齢者虐待防止の啓発に努める。 | 掲載回数 | 1回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○広報だざいふ ○行政出前講座 | 広報だざいふに児童虐待防止推進月間について掲載する。出前講座のメニューに「児童虐待防止等について」の講座を上げる。 | 掲載回数 | 2回/年 | 子育て支援課 | |
| 49 | イ. 虐待問題に対応する相談や通告の窓口を周知し、また、その機能を充実させます。 ★ | ○HP、パンフレット等 | 市HPや県作成のパンフレットで、障がい者の虐待相談窓口を周知する。 | — | — | 福祉課 | 55 |
| | | ○行政出前講座 ○包括的支援事業 | 高齢者虐待防止に関するパンフレットを関係機関に配置するとともに、HPや広報に掲載する。行政出前講座等において高齢者の虐待問題に対応する相談や通告の窓口（高齢者支援係、地域包括支援センター、サブセンター）の周知を行う。被虐待者には認知症患者が多いとされるため、認知症サポーター養成講座においても窓口の周知を行う。 | 掲載回数 | 1回/年 | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み①「虐待防止のための支援を強化する」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-----------------------------|---|------|-----|--------|------------|
| | | ○HP、チラシ、ポスター | HP、チラシ・ポスターにて児童相談・児童虐待の窓口や児童相談所全国共通ダイヤル『189』の周知を行う。 また、相談の窓口として、小中学校の児童や保護者を対象に、家庭児童相談室の相談窓口のチラシを配布する。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 50 | ウ. 地域からの虐待に関する通告に対し、速やかに対応できる体制を築きます。 | ○対応マニュアル ○経過記録 | 厚生労働省の対応マニュアルに沿い、県に報告相談し、対応する。 | — | — | 福祉課 | 55 |
| | | ○包括的支援事業 ○総合相談 | 民生委員との交流会や介護支援専門員の情報交換会等を通じ、虐待に関する通告に対し、速やかに対応できる体制（サービス事業所、保護施設等含む）の維持に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 地域からの虐待に関する通告があるときは、民生委員・児童委員を通し、速やかに連絡が取れるようにする。 また、緊急の場合は、警察や児童相談所などの機関でも対応できることを周知する。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 51 | エ. 虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などの機能をさらに充実させます。 | ○関係機関との連携 ○筑紫地区地域自立支援協議会 | 虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。また、筑紫地区地域自立支援協議会権利擁護部会で、情報共有や事例検討を行う。 | — | — | 福祉課 | 55 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み①「虐待防止のための支援を強化する」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-------------------|--|------|-----|--------|------------|
| | | ○包括的支援事業 ○総合相談 | 虐待の予防については、三職種会議や地域ケア個別会議等による支援や見守りの方法を検討し、緊急性の高い事例においては、早期発見ときめ細かい対応に向け、関係者ケース会議を行うことで、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、警察との連携強化や役割分担の検討に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議の調整機関に専門職である保育士を引き続き配置し、必要に応じケース会議を実施し、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させる。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 52 | 才. 虐待の被害にあった高齢者や障 ★ がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるように確保します。 | ○緊急一時保護事業 | 障がい福祉施設において、空きがないことや障がいの種別・程度・特性によって受け入れできる施設が異なり、一時的に保護する施設の確保は難しい。早急な入所の手続きを行うことで対応する。 筑紫地区自立支援協議会において、（仮称）緊急ショートステイ部会を設立し、検討を行う。 | — | — | 福祉課 | 55 |
| | | | 虐待等により生命及び身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる高齢者を緊急一時保護することができる施設（居室）を常時確保するため、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームと契約を締結する。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| 53 | 力. 虐待の被害にあった子どもや高 ★ 齢者、障がいのある人について、関係機関と連携しながら、安全安心な生活に向けた支援を充実させます。 | ○関係機関との連携 | 引き続き、虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと本課が事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。 | — | — | 福祉課 | 55 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み①「虐待防止のための支援を強化する」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|----------------|---|------|-----|--------|------------|
| | | ○総合相談 ○権利擁護 | 地域包括支援センターや関係機関と連携し、ケースに応じて必要なケアや導入サービス等に結びつけるとともに、その後も適切なフォローや見守りを行うよう努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議、ケース会議を通して、関係機関等と情報共有を行い、児童の安全安心な生活に向け、適切なフォローや見守りを行う。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 54 | キ. 虐待の加害者に対し、心理的な ★ ケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組みます。 | ○加害者へのケア | 必要に応じて、自立支援医療や障がい福祉サービスの案内を行っていく。 | — | — | 福祉課 | 55 |
| | | ○総合相談 ○権利擁護 | 過去の虐待事象における加害者に対し、関係機関と連携してその後の心理状況等を確認するとともに、介護負担の軽減に向けて必要な支援を行い定期的な訪問を行う。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○要保護児童対策地域協議会 | 関係機関等と連携しつつ、必要な場合には、虐待の加害者の相談も受け、専門的な機関を紹介するなど、心理的なケアを含めた支援に努める。 | — | — | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み①「虐待防止のための支援を強化する」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|---|-------------|---------------------|--|-------------------|-------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑬ 「広報だざいふ」や「社協だより」に、虐待問題を含んだ福祉情報を掲載 （目標値：年2回） ※目標値は全課合計 | ア | ・掲載（年2回） | 障がいや障がいのある人に対する理解や障がいを理由とする差別の解消の推進と併せて啓発を検討する。 | 掲載回数 | 1回/年 | 福祉課 | 56 |
| | | | 広報だざいふに高齢者虐待についての特集記事を掲載する。 | 掲載回数 | 1回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | | 「広報だざいふ」：1回 11月1日号：児童虐待防止推進月間について | 掲載回数 | 1回/年 | 子育て支援課 | |
| ⑭ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、虐待問題に対し、事前対策、発見後の支援などの連携および調整を行う体制の構築 | イ、ウ、エ、オ、カ、キ | ・運営 ・体制及び運営方法の検証 | 虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。また、継続した見守り等の支援についても検討する必要がある。 筑紫地区地域自立支援協議会権利擁護部会で、情報共有や事例検討を行う。 | — | — | 福祉課 | 56 |
| | | | 民生委員との交流会や介護支援専門員の情報交換会等を通じ、地域での支援が必要な人の把握や虐待に関する通告に対し、速やかに対応できる体制（サービス事業所、保護施設等含む）の維持に努める。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | | 要保護児童対策地域協議会にて、関係機関と連携し、児童虐待防止や児童の支援の体制を作る。 代表者会（年1回）、実務者会議（年6回）、学校部会（年2回）、乳幼児部会（年12回）、ケース会議（随時） | 開催回数 （ケース会議以外） | 21回/年 | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み②「災害時の避難および支援の体制を充実させる」

| |
|----------------------------|
| 基本目標2 安全安心に暮らすための基盤づくり |
| 取り組みの柱(2) いのちを守るための基盤の充実 |
| 取り組み② 災害時の避難および支援の体制を充実させる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|--|-------------------------------|---|----------------|----------------|-------|--------|
| 55 | ア. 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。 | ○行政出前講座の開催 ○市広報に「防災だより」を掲載 | 市広報紙での「防災だより」を年6回掲載する。引き続き自治会、自主防災組織や障がい者を対象とした防災講座を開催する。また、社会福祉協議会と共催で、防卒ボランティアネットワーク会員を講師に6校区自治協議会を対象に防災講座を実施する。併せて、一般市民向けの出前講座についても、積極的に実施・PRしていく。 | 防災講座回数 | 30回/年 | 防災安全課 | 58 |
| 56 | イ. 災害時に活躍できる災害ボランティアの育成のための支援を行います。 | ○災害ボランティアの育成支援 | 社会福祉協議会や関係団体と連携して講座を実施する。また、社会福祉協議会の市内における災害時のボランティア受入センターの運営方法やマニュアル作成の取組に市や関係団体が協力する。 | 講座回数 | 6回/年 | | 58 |
| 57 | ウ. 自主防災組織設立済の自治会に対し、組織の活性化や充実のため防災訓練などへの支援を行います。 | ○行政出前講座の開催 ○防災訓練などの支援 | 設置済みの自治会に対しては、避難訓練や運営、計画等について支援を実施する。 | 防災講座、避難訓練回数 | 30回/年 | | 58 |
| 58 | エ. 自主防災組織未設立の自治会に対し、設立に向けた支援と促進を行います。 | ○自主防災組織設立の働きかけ | 設立に向けて、出前講座等をとおして働きかけていく。 | 自主防災組織の設置済自治会数 | R3年度末 37自治会 | | 58 |
| 59 | オ. 避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。 | ○避難行動要支援者名簿の作成や活用の調整 | 太宰府市避難行動要支援者避難支援個別計画に係る個人情報取り扱いに関する覚書の再締結及び名簿を提供する。支援者名簿作成の市内部体制の確立、連絡会議を開催する。 | 名簿提供自治会数 | R3年度末 35自治会 | | 58 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み②「災害時の避難および支援の体制を充実させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-----------------------|--|---------|--------------|-------|------------|
| 60 | カ. 地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめる、地域へ周知します。 | ○自治会（自主防災組織）との調整 | 個人情報について、自治会（自主防災組織）と協議する。 | — | — | 防災安全課 | 58 |
| 61 | キ. 災害時に必要となるさまざまな対応を想定した防災訓練を行います。 | ○訓練実施の呼びかけ ○総合防災訓練 | 市民を含めた市内一斉避難訓練や合同総合防災訓練を実施する。 | 実施回数 | R3年度 2回 | | 58 |
| 62 | ク. 災害時に避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉避難所の拡充のため、民間福祉施設と協定に向けた協議をすすめます。 | ○福祉避難所の協定締結 | 民間福祉施設に対し、福祉避難所の協定について、提案し締結を行う。 | 新規協定締結数 | R3年度末 3ヶ所 | 福祉課 | 58 |
| 63 | ケ. 指定した福祉避難所の施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するための体制を整備します。 | ○福祉避難所運営マニュアルの策定 | 完成した福祉避難所マニュアルを定期的に見直し、福祉施設との連携を図り、スムーズに避難できる体制を整える。 | — | — | | 58 |
| 64 | コ. 市内の大学をはじめ、災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。 | ○市内大学及び短期大学との災害時協力 | 市内の大学と、災害時の避難所や学生ボランティアの育成など災害時の協力体制について協議していく。 | — | — | 防災安全課 | 58 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2「安全安心に暮らすための基盤づくり」－取り組みの柱（2）「いのちを守るための基盤の充実」－取り組み②「災害時の避難および支援の体制を充実させる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|--|--|----------------|------------|-------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑮ 災害ボランティアを育成する講座の開催 （目標値：年2回、参加人数300人） | イ | ・開催（年2回、参加人数60人） | 令和2年度は市と社会福祉協議会が主催、防卒ボランティアネットワークが共催して、中学校校区において、地域のハザードマップについて講座を実施する。 併せて、一般市民向けの出前講座についても、積極的に実施・PRしていく。 | 講座回数 | 30回/年 | 防災安全課 | 59 |
| ⑯ 自主防災組織の設置支援と活性化 （目標値：44自治会） （H28.10.1時点：設置済は26自治会） | ウ、エ | ・対象自治会の実態把握、設置支援（6自治会） ・設置済自治会に対する運営支援 | 未設置自治会には、自主防災組織設立の働きかけを行う。 設置済自治会には、自主防災組織での避難訓練、運営について支援を実施する。 | 自主防災組織の設置済自治会数 | R3年度末37自治会 | | 59 |
| ⑰ ・避難行動要支援者名簿の提供 （目標値：44自治会） ・個人情報取り扱いマニュアルの周知徹底 | オ、カ | ・避難行動要支援者名簿の提供（44自治会） ・個人情報取り扱いマニュアルの周知徹底 | 太宰府市避難行動要支援者避難支援個別計画に係る個人情報の取り扱いに関する覚書の再締結及び名簿の提供を行う。 | 名簿提供自治会数 | R3年度末35自治会 | | 60 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み①「人権や福祉について学ぶ機会を充実させる」

| |
|---------------------------|
| 基本目標3 気軽に参加できる環境づくり |
| 取り組みの柱(1) 学ぶ機会の充実 |
| 取り組み① 人権や福祉について学ぶ機会を充実させる |

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---------------------------------------|--------------------------|---|---|-------------------------|--------|------------|
| 65 | ア. 人権や福祉をテーマとした講演 ★ 会、学習会などを開催します。 | ○精神保健福祉講演会 | 元気づくり課と合同で開催する。 (令和4年1月予定) 講演題目:「未定」 | 講演会回数 | 1回/年 | 福祉課 | 62 |
| | | ○行政出前講座 ○認知症サポーター養成講座 | 団体等からの要請に基づき、行政出前講座や認知症サポーター養成講座を開催する。 また、認知症サポーター養成講座については、キャラバンメイトと連携して主体的な講座開催を検討する。 | 開催回数 (行政出前講座) 開催回数・受講者数 (認知症サポーター養成講座) | 10回/年 15回・220人/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○市民講演会 | 同和問題啓発強調月間に市民講演会を開催する。 【令和3年度】 7月に実施予定。 | 市民講演会の開催 | 1回/年 | 人権政策課 | |
| | | ○人権講座「ひまわり」 | 令和2年度に作成したDVDを活用した「ビデオ講演会」を開催するとともに、令和2年12月に制定された「太宰府市部落差別解消推進条例」を広く周知し理解していただけるよう、南隣保館をはじめプラム・カルコア太宰府、地区公民館などで開催して自治会や社会体育団体に参加を呼びかけていく。 | 開催回数 参加者 | 全6回/年 300名/年 | 社会教育課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み①「人権や福祉について学ぶ機会を充実させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|---------------|--|--------------|-----------------------|----------------|------------|
| 66 | イ. 各課で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連づけるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画にします。 | ○障がいに対する理解の啓発 | 精神保健福祉講演会を元気づくり課と合同で開催する。 （令和4年1月予定） 講演題目：「未定」 障害者差別解消法に関する啓発について、市職員に対して、障がい者プランの取り組み予定のヒアリングを通して、障がいの人への配慮の啓発を行う。 | 講演会回数 | 1回/年 | 福祉課 | 62 |
| | | ○認知症サポーター養成講座 | キャラバンメイトと連携して、各課で開催を予定している講演会などについて、認知症サポーター養成講座と関連づけること等を検討する。 | — | — | 高齢者支援課 | |
| | | ○人権啓発事業企画運営会議 | 令和3年度は年8回程度行う。啓発冊子編集、啓発強調月間市民講演会や人権講座「ひまわり」の講師選定等を行う予定。（委員13名・関係課長6名） | 冊子作成 講師選定 | 29,000部/ 年 8回/年 | 社会教育課 人権政策課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み①「人権や福祉について学ぶ機会を充実させる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|--------------------|---|---|-------------------------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑱ 人権や福祉をテーマとした講演会、学習会などの開催 （目標値：年6回） ※目標値は全課合計 | ア、イ | ・講演会、学習会などの開催（年6回） | ○精神保健福祉講演会 元気づくり課と合同で開催する。 （令和4年1月予定） 講演題目：「未定」 | 講演会回数 | 1回/年 | 福祉課 | 62 |
| | | | 団体等からの要請に基づき、行政出前講座や認知症サポーター養成講座を開催する。 また、認知症サポーター養成講座については、キャラバンメイトと連携して独自の講座開設を検討する。 | 開催回数 （行政出前講座） 開催回数・受講者数 （認知症サポーター養成講座） | 10回/年 15回・220人/年 | 高齢者支援課 | |
| | | | 同和問題啓発強調月間に市民講演会を開催する。 【令和3年度】 7月に実施予定。 | 市民講演会の開催 | 1回/年 | 人権政策課 | |
| | | | 令和2年度に作成したDVDを活用した「ビデオ講演会」を開催するとともに、令和2年12月に制定された「太宰府市部落差別解消推進条例」を広く周知し理解していただけるよう、南隣保館をはじめプラム・カルコア太宰府、地区公民館などで開催して自治会や社会体育団体に参加を呼びかけていく。 | 開催回数参加者 | 全6回/年 300名/年 | 社会教育課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み②「支援する方法について学ぶ機会を充実させる」

| |
|---------------------------|
| 基本目標3 気軽に参加できる環境づくり |
| 取り組みの柱(1) 学ぶ機会の充実 |
| 取り組み②支援する方法について学ぶ機会を充実させる |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|--|------------------------------|--|------------------------------|------------------|--------|--------|
| 67 | ア. 支援する方法、介護の方法、子育て不安の解消などに関する学習会や行政出前講座などを実施し、理解を深める取り組みをすすめます。 | ○行政出前講座 ○精神保健福祉講演会 | ○行政出前講座 「障がい福祉サービス」「バリアを発見！～障害者差別解消～」の2講座。 ○精神保健福祉講演会 元気づくり課と合同で開催 令和4年1月予定 | 講座開催回数 講演会開催回数 | 各1回/年 | 福祉課 | 64 |
| | | ○行政出前講座 | 高齢者の現状を理解してもらうため、また、地域包括支援センターや各種の高齢者福祉サービスの利用促進に向け、団体等からの要請に基づき、行政出前講座を開催する。 | 開催回数 | 10回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○行政出前講座 | 行政出前講座等を通じ介護保険制度に関する理解と介護が必要になった場合の不安解消のため、要請に基づき行政出前講座を開催する。 | 開催回数 | 要請に応じて実施 | 介護保険課 | |
| | | ○サークルへの支援 ○地域子育てサポーター支援講座 | 子育て支援のネットワークづくりとして、サークル同士の情報交換や連携の場を提供していく。 地域子育てサポーター支援講座については、講座の呼びかけをサークルの方だけでなく、地域で子育て応援をしている方、子育て支援に興味がある方などに自治会長の会議の中で知らせたり、誘ったりすることにより広げていく。 | サークルのイベントへの協力 情報交換会回数 | 2回/年 1回/年 | 子育て支援課 | |
| 68 | イ. 地域、幼稚園・保育所、小中学校、とりわけ、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、子育てを支援する人、生活支援サポーターなどの養成講座についても開催します。 | ○認知症サポーター養成講座 | 団体等からの要請に基づき認知症サポーター養成講座を開催することはもとより、キャラバンメイトと連携して主体的な講座開設を検討する。また、子どもたち（小中学生）への認知症の理解を図るための認知症サポーター養成講座の実施に向けての検討を行う。 | 開催回数・受講者数 | 15回・220人/年 | 高齢者支援課 | 64 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み②「支援する方法について学ぶ機会を充実させる」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|------------------------------|--|---|-----------------------------|------------------|------------|
| | | ○サークルへの支援 ○地域子育てサポーター支援講座 | 子育て支援のネットワークづくりとして、サークル同士の情報交換や連携の場を提供していく。 地域子育てサポーター支援講座については、講座の呼びかけをサークルの方だけでなく、地域で子育て応援をしてある方、子育て支援に興味がある方などに自治会長の会議の中で知らせたり、誘ったりすることにより広げていく。 | — | — | 子育て支援課 | |
| 69 | ウ. 支援する方法、介護の方法、子育て不安の解消などについて学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるようにします。 | ○職員研修 | 職員研修の実施を予定している。市民への学ぶ機会については、検討する必要がある。 | 研修会回数 | 1回/年 | 福祉課 | 64 |
| | | ○学ぶ機会等における参加者増対策 | 行政出前講座、認知症サポーター養成講座については、土日曜日及び夜間の開催についても可能な限り対応する。 | 開催回数 （行政出前講座） 開催回数・ 受講者数 （認知症サポーター養成講座） | 10回/年 15回・ 220人/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○学ぶ機会等における参加者増対策 | 行政出前講座の開催日時については、休日等に関わらず、できる限り要望に応じていく。 | 開催回数 （行政出前講座） | 10回/年 | 介護保険課 | |
| | | ○託児の実施 | 保健センターと子育て支援センターが実施する教室や講座等の事業において、託児を実施する。 子育て支援センター：20回 保健センター：食生活改善推進会教室5回、集団健診6回、離乳食教室：12回、母親教室：12回、母乳相談：12回、3歳児健診：24回、両親教室：12回 | 実施回数 | 103回 | 子育て支援課 元気づくり課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（1）「学ぶ機会の充実」－取り組み②「支援する方法について学ぶ機会を充実させる」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|---|--|-----------|-----------------|--------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑱ 認知症サポーター、子育てを支援する人、生活支援サポーターなどの養成講座の開催（目標値：内容ごとに年2回） | イ | <ul style="list-style-type: none"> 養成講座の開催（内容ごとに年2回） | ○認知症サポーター養成講座 | 開催回数・受講者数 | 15回・220人/年 | 高齢者支援課 | 65 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て関連のサークル活動のリーダー支援及び情報交換会 ○ファミリー・サポート・センター会員登録講習会：年6回 | 参加者数（延べ） | 60人/年 300人/年 | 子育て支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み①「気軽に参加できる交流の場を広めていく」

| |
|--------------------------|
| 基本目標3 気軽に参加できる環境づくり |
| 取り組みの柱(2) 地域での参加機会の推進 |
| 取り組み① 気軽に参加できる交流の場を広めていく |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|---|---|------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 70 | ア. 地域で取り組む交流の場や機会★の活動を支援します。 | ○行政出前講座 ○障がい福祉団体への支援 | 行政出前講座を準備する。 より良い方法で地域で降り組む交流の場や機会を提供できるよう活動を支援する。 | 出前講座回数 | 1回/年 | 福祉課 | 67 |
| | | ○介護予防・生活支援活動団体補助金交付 ○地域介護予防活動支援事業補助金交付 ○介護予防・日常生活支援総合事業 | 地域の任意団体が実施する介護予防・生活支援等の活動に対し財政支援を行う。 介護予防に資する活動を行う団体に対し、財政支援を行う。 一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業として地域で実施する介護予防の活動に対し、講師の派遣を行う。 | 助成団体数・金額 派遣団体数・講座参加人数 | 38団体・3,246千円/年 14団体・1,600千円/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○地域子育てサロン（出前保育） ○サークル活動への支援 ○地域子育てサポーター支援講座 | 地域子育てサロン（10カ所）への訪問支援を実施する。 サークル活動のリーダー支援や情報交換を実施する。 | 参加者数（延べ） | 3,000人/年 | 子育て支援課 | |
| 71 | イ. 家族介護者もしくは子育て家族の保護者、地域活動支援センターなどでの障がいのある人同士などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会を充実させます。 | ○障がい福祉団体への支援 | 障がい福祉団体の活動において、イベント等の交流会や出前相談会を実施するときに、開催場所の協力をを行う。 引き続き、協力・支援できることを行う。 | — | — | 福祉課 | 67 |
| | | ○認知症カフェ | 認知症地域支援推進員を中心として、認知症カフェの設置に向け、先進事例や近隣市町の状況調査を行う。また、認知症支援や地域活動が活発な団体との認知症カフェの設置についてのあり方の意見交換を行う。 | 認知症カフェ設置数（任意団体も含む） | 1箇所 | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み①「気軽に参加できる交流の場を広めていく」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|---|---|--------------|----------------|--------|------------|
| | | ○地域子育てサロン（出前保育） ○サークル活動への支援 ○地域子育てサポーター支援講座 | 地域子育てサロン（10カ所）への訪問支援を実施する。 サークル活動のリーダー支援や情報交換を実施する。 | 参加者数 （延べ） | 3,000人/ 年 | 子育て支援課 | |
| 72 | ウ. 公共施設などのバリアフリー化の実施と、交通バリアフリーの啓発をすすめ、交流の場や機会への参加の妨げを解消します。 | ○誘導ブロックの設置 | 誘導ブロックを設置するときには、設置前に身体障害者福祉協会の会員さんに現場立会を依頼し、助言を受けながら設置する。 引き続き、協力を依頼しながら、進めていく。 | — | — | 福祉課 | 67 |
| | | ○公共施設のバリアフリー化 | 各施設の担当者からの要望に基づき、一定予算の範囲内で改修を行っている。その中で可能な限り「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 【令和3年度】 〈学校〉水城小学校北棟にエレベーターの設置 | — | — | 管財課 | |
| | | ○バリアフリー化や交通バリアフリーの啓発・推進 | 事業者等から相談があった際は、必要に応じてバリアフリーの視点から助言等を行う。 | — | — | 都市計画課 | |
| | | ○道路新設改良事業 | 歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事を行っていく。 【令和3年度】 ○水城駅・□無線歩道新設。誘導ブロック設置 L=170m ○長浦台49号線歩道拡幅・段差解消 L=160m | 誘導ブロック設置距離 | R3年度 L=170m | 建設課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み①「気軽に参加できる交流の場を広めていく」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-------------------|---|------|-----|-------|------------|
| 73 | 工. 民間や企業などにユニバーサルデザインの啓発をすすめ、交流の場や機会において企画するさまざまな屋外事業について、参加への妨げを解消します。 | ○ユニバーサルデザインの啓発・推進 | 事業者等から相談があった際は、必要に応じてユニバーサルデザインの視点から助言等を行う。 | — | — | 都市計画課 | 67 |

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ | |
|--------------|-------------|---------------|---|------------------------------|--------------------------------------|-----|------------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | | |
| ⑳ 交流の場や機会の実施 | ア、イ | ・実施グループに対する支援 | 行政出前講座を準備する。 障がい福祉団体の活動において、イベント等の交流会や出前相談会を実施するときに、開催場所の協力をを行う。 | 出前講座回数 | 1回/年 | 福祉課 | 68 | |
| | | | 地域の任意団体が実施する介護予防・生活支援等の活動に対し財政支援を行う。 介護予防に資する活動を行う団体に対し、財政支援を行う。 一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業として地域で実施する介護予防の活動に対し、講師の派遣を行う。 | 助成団体数・金額 派遣団体数・講座参加人数 | 38団体・3,246千円/年 14団体・1,600千円/年 | | | 高齢者支援課 |
| | | | 子育て関連のサークル活動のリーダー支援及び情報交換会を実施する 地域子育てサロンへの訪問支援を実施する。 | 参加者数（延べ） | 44団体・1,230人/年 3,000人/年 | | | |
| | | | | | | | | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み②「地域の活動や行事を参加しやすくする」

| |
|-------------------------|
| 基本目標3 気軽に参加できる環境づくり |
| 取り組みの柱(2) 地域での参加機会の推進 |
| 取り組み② 地域の活動や行事を参加しやすくする |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|--|-------------------|---|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|--------|
| 74 | ア. 自治会、また、子ども会や長寿クラブなどの各種団体への加入の促進、もしくは加入の継続を求めるための取り組みを充実させます。 ★ | ○自治会への加入促進 | 「広報だざいふ」で校区自治協議会主催行事等を紹介していく。 市民課窓口で転入者に対する自治会加入促進チラシの配付を継続する。 自治会活動に対する助言を行っていく。 未加入者への対応方法等の情報交換の場を設ける。 | 広報掲載回数 | 12回/年 | 地域コミュニティ課 | 70 |
| | | ○長寿クラブへの加入促進 | 太宰府市長寿クラブ連合会（太寿連）及び単位長寿クラブに対し財政支援や活動支援を行う。また、太寿連加盟クラブ数・会員数増に向けて、広報だざいふや太寿連の会報に加入促進記事を掲載するとともに、太寿連事務局と連携し、未加入クラブへの直接的な働きかけを検討する。 | 長寿クラブ連合会加入団体数・会員数 広報掲載回数 | R3年度末 26団体・ 1,400人 1回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | ○子ども会への加入促進 | 様々な団体との連携のもと、引き続き同様のPR活動を行っていく。 社会教育委員の会で全自治会へ「地域子どもの日」策定に向けた取り組み（説明）等をおこなう中で子ども会への加入率を上げる。 | 加入率 実施自治会数 | R3年度末 55% 44自治会 | 社会教育課 | |
| 75 | イ. 自治会や各種団体などが連携した活動を支援します。 | ○自治会及び校区自治協議会への支援 | 毎月の校区自治協議会役員会に参加し、助言を行う。 | — | — | 地域コミュニティ課 | 70 |
| | | ○地域における高齢者支援事業の創設 | 生活支援コーディネート業務における第2層協議体の活動の中で、様々な地域課題について多様な主体間で情報を共有し、その解決方法について検討する。 | — | — | 高齢者支援課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み②「地域の活動や行事に参加しやすくする」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|-----------------------------------|--|---------|--------|-----------|------------|
| | | ○各種団体活動の支援 | 各団体の活動支援や育成を行い、団体間の交流や事業がさらに活発になるように助言・指導をしていく。 | 新規会員増加数 | 5人/年 | 社会教育課 | |
| 76 | ウ. 地域や自治会で行われている活動や行事について広く紹介します。 | ○市広報への掲載 | 「広報だざいふ」で校区自治協議会主催行事等を紹介していく。 | 広報掲載回数 | 12回/年 | 地域コミュニテイ課 | 70 |
| 77 | エ. 地域活動のリーダー役となる人々に向けた学習会や研修などの充実を図ります。 | ○自治会長への研修 | 市自治協議会全体会の開催に際し、関係課との調整を行う。研修会等の情報提供を行う。 | 研修会数 | 2回/年 | | 70 |
| | | ○介護予防地域活動のリーダーの育成 | 令和2年度に開始した介護予防サポーター養成講座を継続し、地域における介護予防に特化したリーダー的存在（介護予防体操の講師役等）の育成を行う。 | 開催回数 | 1回 | 高齢者支援課 | |
| | | ○子ども会リーダー研修会 ○ジュニアリーダーズクラブ活動支援 | 各団体と協力し様々な研修やその時々ニーズに合った学習会や研修を計画していく。（主に、子ども会リーダー研修会） | 参加者 | 200人/年 | 社会教育課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み②「地域の活動や行事に参加しやすくする」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|---------------------|---|----------------|----------------|-------|------------|
| 78 | 才. 地域活動の拠点となる自治会の ★ 公民館のバリアフリー化を支援 します。 | ○地区公民館施設整備補助金 | 【令和3年度】 地区公民館の改修に対する補助金を交付する。20自治会を 予定している。 バリアフリー化を含む事業としては、北谷区、東観世区、 坂本区の公民館改修工事への補助金を予定している。 予定補助金額計1,985,000円。 | — | — | 文化学習課 | 70 |
| 79 | カ. 交通バリアフリーの啓発をすす ★ め、地域行事への参加の妨げの 解消を図ります。 | ○交通バリアフリーの啓 発・推進 | 事業者等から相談があった際は、必要に応じてバリアフ リーの視点から助言等を行う。 | — | — | 都市計画課 | 70 |
| | | ○道路新設改良事業 | 歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事 を行っていく。 【令和3年度】 ○水城駅・□無線歩道新設。誘導ブロック設置 L=170m ○長浦台49号線歩道拡幅・段差解消 L=160m | 誘導ブロッ ク設置距離 | R3年度 L=170m | 建設課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み②「地域の活動や行事に参加しやすくする」

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|--|-------------|---|---|---------------------------------|------------------------------|-----------|--------|
| | ★特に関係する取り組み | 令和3年度の実施項目 | | | | | |
| ⑳ 自治会、また、子ども会や長寿クラブなどの各種団体への加入率増加 （目標値：各種団体の状況により個別に設定） ※目標値（30年度まで） ：自治会（95%） ：太宰府市長寿クラブ連合会（1,400人） ：太宰府市子ども会育成会連合会（全小学校児童数のうち66%、2700人） | ア | ・活動内容、活動意義などを市民に広く紹介 | 毎月の校区自治協議会役員会に参加し、各自治会の現状把握に努める。 「広報だざいふ」内のコーナーで校区自治協議会主催行事を紹介していく。 市民課窓口で転入者に対して、自治会加入促進のチラシを配付する。 | 自治会加入率 | R3年度末94% | 地域コミュニティ課 | 71 |
| | | | 太宰府市長寿クラブ連合会（太寿連）及び単位長寿クラブに対し財政支援や活動支援を行う。また、太寿連加盟クラブ数・会員数増に向けて、広報だざいふや太寿連の会報に加入促進記事を掲載するとともに、太寿連事務局と連携し、未加入クラブへの直接的な働きかけを検討する。 | 長寿クラブ連合会加入団体数・会員数 広報掲載回数 | R3年度末26団体・1,400人 1回/年 | 高齢者支援課 | |
| | | | ○太宰府市子ども会育成会連合会引き続き、保護者説明会等が多く集まる場所において、PR活動を行っていく。 社会教育委員の会「地域子どもの日」と連携のもと、子ども会に入りやすい地域を様々な団体と協力しながら作っていく。 新たな運営委員の加入を促進していく | 加入率 | R3年度末55% | 社会教育課 | |
| ㉑ 公共施設および民間施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化 （目標値：第四次太宰府市地域福祉計画策定時に、施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合が公共施設65%、民間施設50%） （H28.7～8時点：地域福祉に関する市民アンケートで、公共施設47.9%、民間施設34.6%） | オ、カ | ・公共施設の整備 ・民間施設について、地域の組織や団体、事業者、民間企業などへの啓発 | 令和元年度と同様に、可能な限り「福岡県福祉のまちづくり条例」に沿ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 【令和2年度】 〈学校〉太宰府中学校屋内運動場多目的トイレの設置 | — | — | 管財課 | 71 |
| | | | 公共施設の整備を計画する際にユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点からの検証を行い、民間施設については、ユニバーサルデザイン等を考慮した整備を要望していく。民間事業者と連携しながら、全ての人が利用しやすい施設づくりを行う。 | — | — | 都市計画課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み③「ボランティア活動を参加しやすくする」

| |
|-------------------------|
| 基本目標3 気軽に参加できる環境づくり |
| 取り組みの柱(2) 地域での参加機会の推進 |
| 取り組み③ ボランティア活動を参加しやすくする |

| 通し番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書ページ |
|------|---|--------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|------------|--------|
| 80 | ア. 有償ボランティアのあり方や企業の社会的貢献、社会的起業などを含め、あらゆる分野のボランティア活動や市民活動などの非営利活動に関するさまざまな広報活動を充実させます。 | ○多様な広報媒体の活用 | 引き続き、様々な媒体で情報収集・発信をしていく。 | だんぼ通信 発行回数 団体登録者数 個人登録者数 | 6回/年 100団体 100人 | 地域コミュニティー課 | 73 |
| 81 | イ. あらゆるボランティアについての取り組みを行う太宰府市NPO・ボランティア支援センターの機能をさらに充実させます。 | ○スタッフ及びボランティアコーディネーターの育成 | スタッフのスキル向上のため、講習会等へ参加し、誰もが立ち寄りやすく頼りにされるセンターづくりを推進する。 | センター利用者数 | 3,100人/年 | | 73 |
| 82 | ウ. 福祉ボランティアについての取り組みを行う社会福祉協議会との連携体制を整備します。 | ○社会福祉協議会との連携構築 | 引き続き、ボランティア団体一覧表の作成を協力して行う。 社会福祉協議会とは担当者会議を定期的に行い、連携を図る。 | 担当者会議数 | 12回/年 | | 73 |
| 83 | エ. あらゆる分野のボランティア活動や市民活動などを個人や団体に担う人材育成と継続的な活動のための支援を行います。 | ○講座の開催 ○ボランティア活動への支援 | 引き続き、ボランティアを支援・育成する講座を開催する。 活動に対する相談や情報提供を行う。 | 講座開催数 | 15回/年 | | 73 |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み③「ボランティア活動を参加しやすくする」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|---|--|---|---------------------|---------------|-----------|------------|
| 84 | オ. ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぐコーディネート機能について、あらゆる分野のボランティアにおいて両者のニーズを把握し、信頼関係を深めながら、さらに充実させるとともに、福祉ボランティアに関するニーズについては的確に社会福祉協議会へつなぎます。 | ○スタッフ及びボランティアコーディネーターの育成 ○社会福祉協議会との連携構築 | 情報収集に努めるとともに、ボランティアコーディネーターの育成を行う。 社会福祉協議会とは担当者会議を定期的に行い、連携を図る。 | コーディネーター数 担当者会議数 | 7人/年 12回/年 | 地域コミュニティ課 | 73 |
| 85 | カ. 市内の大学や短期大学などと連携し、学生ボランティアとボランティアを求める人をつなぎます。 | ○市内の学校との連携 | 個人ボランティアの登録数増加に努め、マッチングを行う。 大学や高校とも積極的に連携していく。 市民政庁まつりにおいてキャンパスネットワークを通してボランティア協力を依頼する。 | 短大、大学との連携事業数 | 5事業 | | 73 |
| 86 | キ. あらゆる分野のボランティア活動や市民活動などに活用できるよう公共施設を広く開放します。 | ○太宰府南小学校開放教室及びNPO・ボランティア支援センター会議スペースの貸出 | 引き続き、太宰府南コミュニティセンターを市民開放し、太宰府市NPO・ボランティア支援センターの会議スペースを利用登録団体に開放する。 利用が増えるよう広く周知する。 | 南コミュニティセンター利用者数 | 22,000人/年 | | 73 |
| | | ○男女共同参画推進センタールミナスの開放及び貸館 | 男女共同参画推進センタールミナスを市民が学び活動するため、各種情報を収集し開放する。 | — | — | 人権政策課 | |
| | | ○大宰府展示館及び水城館の開放 ○文化ふれあい館の貸館 | 大宰府展示館・水城館など、NPO法人や大宰府史跡解説員など市民団体の活動拠点として今後も利用しやすい環境を整える。 文化ふれあい館の貸室についても、幅広い利活用を進めていく。 | — | — | 文化財課 | |

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3「気軽に参加できる環境づくり」－取り組みの柱（2）「地域での参加機会の推進」－取り組み③「ボランティア活動を参加しやすくする」

| 通し 番号 | 行政が取り組むこと | 主な事業 | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|----------|--|--|---|------|------|---------------|------------|
| | | ○中央公民館の貸館 ○いきいき情報センター のボランティア支援セン ターへの部屋の貸出 | 中央公民館では社会教育法等に則って貸館業務を行う。 いきいき情報センターでは、ボランティアの拠点となるボ ランティア支援センターに部屋を貸し出す。 | — | — | 文化学習課 | |
| | | ○スポーツ施設の優先的 な開放 | あらゆる地域団体の活動を活性化するため、わかり易い運 用方法の周知及び活動環境の確保の支援に努めます。 | — | — | スポーツ課 | |
| 87 | ク. NPO法人を含むあらゆる分野の ボランティア団体との連携をす すめるとともに、団体相互のつ ながりもつくります。 | ○社会福祉協議会との連 携構築 ○ボランティア団体交流 会 | 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の情報を共有 する。 ボランティア団体の情報提供を行うとともに、交流会を開 催し、団体間のつながりをつくる。 | 交流会数 | 1回/年 | 地域コミュ ニティ課 | 73 |

■成果目標

| 成果目標 | 計画書の記載内容 | | 令和3年度の取り組み計画 | 成果指標 | 目標数 | 担当課 | 計画書 ページ |
|---|---------------------|---------------------|--|-------|-------|---------------|------------|
| | ★特に関係 する 取り組み | 令和3年度 の 実施項目 | | | | | |
| ⑳ ボランティア活動をする人の育 成 （目標値：第四次太宰府市地域 福祉計画策定時に、個人的に、 現在、ボランティア活動に参加 している市民の割合が30%） （H28.7～8時点：地域福祉に 関する市民アンケートで、自治 会などの地域活動以外に、個人 的に、現在、ボランティア活動 に参加している市民の割合が 7.3%） | ア、エ | ・広報およ び育成の実 施 | 引き続き、ボランティア育成講座をボランティア支援セン ターの主催講座として行い、様々な媒体での情報提供を行 う。 | 講座開催数 | 15回/年 | 地域コミュ ニティ課 | 74 |